

序 章 室町幕府訴訟制度史研究の現状と課題

——南北朝期～室町期を中心として——

はじめに…………… 3

第一節 室町幕府訴訟制度に関する研究史…………… 3

第二節 本書の研究課題…………… 8

おわりに——本書の構成——…………… 11

第一部 鎌倉幕府・建武政権の施行システム

第一章 鎌倉幕府下文・下知状施行状の基礎的研究

はじめに…………… 21

第一節 六波羅施行状の基礎的分析…………… 23

第二節 大宰府守護所施行状の基礎的分析…………… 28

第三節 鎮西施行状・守護施行状の基礎的分析…………… 31

第四節 鎌倉幕府下文・下知状施行状の特質…………… 34

おわりに	40
第二章 鎮西探題下知状執行命令の形成と展開	
はじめに	68
第一節 鎮西下知状執行命令の実証的分析	68
第二節 鎮西下知状執行命令の特質	79
おわりに	85
第三章 建武政權雑訴決断所施行牒の研究——繪旨施行命令を中心として——	
はじめに	98
第一節 雑訴決断所施行牒の歴史的前提	100
第二節 雑訴決断所施行牒の展開	105
第三節 雑訴決断所施行牒の歴史的意義	113
おわりに	121
第四章 陸奥將軍府恩賞充行制度の研究	
はじめに	134
第一節 陸奥国司北畠頭家恩賞充行文書の分析	135
第二節 陸奥国司北畠頭家充行袖判下文施行国宣の分析	140

第三節	陸奥將軍府恩賞充行制度の意義……………	143
第四節	北畠顯家戦死後の陸奥將軍府恩賞充行制度……………	146
おわりに	……………	149
第二部	室町幕府管領施行システムの形成……………	
第一章	室町幕府執事施行状の形成——下文施行命令を中心として——……………	
はじめに	……………	161
第一節	執事施行状の機能……………	163
第二節	執事施行状の発給手続……………	170
第三節	執事施行状出現の歴史的意義……………	178
おわりに	……………	181
第二章	観応の擾乱以降の下文施行状の展開……………	
はじめに	……………	200
第一節	観応の擾乱以降の將軍足利尊氏下文の施行状……………	200
第二節	足利義詮下文の施行状……………	209
第三節	足利義満下文の施行状……………	217
おわりに	……………	221

第三章 南北朝期室町幕府仁政方の研究

はじめに……………

244

第一節 執事(管領)施行状の発給機関・仁政方……………

246

第二節 執事(管領)奉書の発給機関・仁政方……………

253

第三節 室町幕府追加法第七条——下文施行政策をめぐる直義と師直の対立——……………

261

おわりに……………

267

第三部 室町幕府地方統治機関の施行システム

第一章 鎌倉府施行状の形成と展開

はじめに……………

285

第一節 初期室町幕府の東国施行体制……………

288

第二節 鎌倉公方基氏・氏満期における鎌倉府施行状の形成……………

291

第三節 鎌倉公方満兼・持氏期における鎌倉府施行状の展開……………

301

第四節 鎌倉府施行状の特質……………

306

おわりに……………

308

第二章 南北朝前期九州地方の恩賞充行—施行体制の研究

はじめに……………

328

第一節 九州探題恩賞充行—施行体制の分析……………

329

第二節	九州探題恩賞充行―施行体制の特質……………	335
第三節	足利直冬寄進状施行状の分析……………	338
第四節	足利直冬発給文書施行状の特質……………	341
おわりに	……………	345
第三章	南北朝期奥州探題の恩賞充行制度の研究……………	
はじめに	……………	358
第一節	観応の擾乱以前の奥州探題恩賞充行制度……………	359
第二節	観応の擾乱期の奥州探題吉良貞家恩賞充行制度……………	365
第三節	観応の擾乱以降の奥州探題恩賞充行制度……………	371
おわりに	……………	374
第四部	室町幕府管領施行システムの展開……………	
第一章	室町幕府安堵施行状の形成と展開……………	
はじめに	……………	395
第一節	直義期の安堵下文施行状……………	397
第二節	室町期の安堵施行状……………	400
第三節	安堵施行状の意義……………	407
おわりに	……………	412

第二章 寄進状施行状の施行文言の分化に関する一考察

はじめに.....436

第一節 寄進状の管領施行状の分析(1)  
——施行文言「任御寄進状之旨」「任御寄附之旨」——.....438

第二節 寄進状の管領施行状の分析(2)——施行文言「任安堵之旨」——.....440

第三節 寄進状の管領施行状の消滅.....448

第四節 管領施行状の施行文言分化の意義.....451

おわりに.....457

第三章 室町幕府管領施行状の展開——段銭免除・守護使不入化命令を中心として——

はじめに.....468

第一節 室町幕府の段銭免除システム.....469

第二節 免除・不入の管領施行状の基礎的分析.....473

第三節 免除・不入の管領施行状の歴史的意義.....476

第四節 免除・不入の管領施行状の展開.....481

おわりに.....485

終章 本書の研究成果の概要

はじめに	507
第一節 鎌倉幕府・建武政権の施行システム	507
第二節 室町幕府管領施行システムの形成	508
第三節 室町幕府地方統治機関の施行システム	512
第四節 室町幕府管領施行システムの展開	513
おわりに	515

成稿一覧  
 あとがき  
 索引

〔掲載表一覧〕

第一部

〔第一章〕

表1 六波羅施行状一覧……………46  
 表2 太宰府守護所施行状一覧……………60  
 表3 鎮西施行状一覧……………64  
 表4 守護施行状一覧……………64

〔第二章〕

鎮西下知状執行命令一覧……………90

〔第三章〕

繪旨施行雜訴決断所牒一覧……………130

〔第四章〕

表1 北畠顕家恩賞充行文書一覧……………153  
 表2 北畠顕家下文施行陸奥国宣一覧……………156  
 表3 北畠顕家戦死後恩賞充行文書一覧……………157

第二部

〔第一章〕

尊氏下文施行状一覧〔観応の擾乱以前〕……………190  
 〔第二章〕

表1 尊氏下文施行状一覧〔観応の擾乱以降〕……………230  
 表2 義詮下文施行状一覧……………234  
 表3 義満下文施行状一覧……………240  
 〔第三章〕

表1 仁政方関連史料一覧……………278  
 表2 將軍尊氏袖判下文を執行する引付〔内談〕  
 頭人奉書一覧……………278

第三部

〔第一章〕

表1 基氏期の鎌倉府施行状一覧……………318  
 表2 氏満期の鎌倉府施行状一覧……………320  
 表3 氏満・満兼期所務関連命令の発給件数  
 (管領憲方再任以降) 永徳三年〜応永一  
 六年……………300

〔第二章〕

表1 九州探題一色道猷施行状一覧……………354  
 表2 直冬発給文書施行状一覧……………356  
 〔第三章〕

表 1	奥州探題充行文書一覽(含預置)……………	380
表 2	奥州探題安堵文書一覽(含裁許・免除)……………	384
表 3	奥州探題發給文書施行狀一覽……………	388
表 4	吉良貞家・畠山国氏推挙狀一覽……………	392

第四部

〔第一章〕

表 1	直義下文施行狀一覽……………	420
表 2	室町幕府安堵施行狀一覽……………	420
表 3	室町幕府還補等施行狀一覽(幕府追加法 第一七七条制定以降)……………	432

〔第二章〕

表 1	義満期における、施行文言「任御寄進狀」 「任御寄附」を持つ寄進狀の管領施行狀 一覽(康暦の政変以降)……………	464
表 2	義満期における、施行文言「任安堵」を 持つ寄進狀の管領施行狀一覽(康暦の政 変以降)……………	466
表 3	將軍發給文書と施行狀の施行文言対応図 ……………	452

〔第三章〕

表 1	「惣免除」の管領奉書一覽……………	492
表 2	室町幕府免除・不入の管領施行狀一覽……………	492

表 3	免除・不入の管領施行狀の發給割合一覽……………	482
-----	-------------------------	-----

〔凡例〕

一 『大日本史料』（東京大学史料編纂所）は『大』と略記し、該史料が収録されている年月日条を記した。

一 次の書籍所収の文書はそれぞれ略記のうえ文書番号を示した。

竹内理三編『鎌倉遺文 古文書編』（東京堂出版）↓『鎌』

松岡久人編『南北朝遺文 中国・四国編』（東京堂出版）↓『中四』

瀬野精一郎編『南北朝遺文 九州編』（東京堂出版）↓『九』

佐藤和彦・山田邦明・伊東和彦・角田朋彦・清水亮編『南北朝遺文 関東編』（東京堂出版）↓『東』

大石直正・七海雅人編『南北朝遺文 東北編』（東京堂出版）↓『北』

兵庫県史 史料編 中世八 ↓『兵』

神奈川県史 資料編 3 古代・中世（3上） ↓『神』

静岡県史 資料編 6 中世二 ↓『静』

新編埼玉県史 中世一 ↓『埼』

相生市史 第八卷下 ↓『相』

『大日本古文書 家分け文書第四 石清水文書之六（菊大路家文書及拾遺）』（東京大学史料編纂所）↓『菊』

『大日本古文書 家分け文書第十九 醍醐寺文書（同）↓『醍』

『史料纂集（古文書編）28 北野神社文書 筑波大学所蔵文書（上）』（統群書類従完成会）↓『北野』

熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 中世編』（吉川弘文館）

↓『細』

原田正俊編『天龍寺文書の研究』（思文閣出版）↓『天』

一 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』(岩波書店)は『法』と略記した。  
一 次の記録史料の引用にあたり使用したテキストは次のとおりである。

『花宮三代記』↓塙保己一編『群書類従』(統群書類従完成会)

『延徳二年將軍宣下記』↓塙保己一編・太田藤四郎補『統群書類従』(統群書類従完成会)

『蔭涼軒日録』↓竹内理三編『増補續史料大成』(臨川書店)

『祇園社家記録』↓同右

『祇園社記』↓同右

『園太暦』↓『史料纂集』(統群書類従完成会)

『師守記』↓同右

『後愚昧記』↓東京大学史料編纂所編『大日本古記録』(岩波書店)

『康富記』↓増補史料大成刊行会編『増補史料大成』(臨川書店)

『長興宿禰記』↓近藤瓶城編『改定史籍集覧 第廿四冊』(近藤活版所)

『空華日用工夫略集』↓蔭木英雄『訓注空華日用工夫略集』(思文閣出版)

『喜連川判鑑』↓近藤瓶城編『續史籍集覧 第四冊』(近藤出版部)

『親応二年日次記』↓『大』

一 史料名は必ずしも刊本史料集のとおりでなく、私意により改めた箇所がある。  
一 参考文献の副題は、原則として省略した。

序章 室町幕府訴訟制度史研究の現状と課題——南北朝期～室町期を中心として——

はじめに

本書は、室町幕府草創期に執事施行状として発足し、応仁の乱にいたるまで幕府の根幹の制度として存続した管領施行システムを分析・考察することを目的とする。

本書の研究目的や意義を明確にするために、本章では、筆者の興味関心に即して、主に過去四〇年ほどにわたる所領・所職に関する室町幕府の訴訟制度史を整理してその成果を確認し、併せて筆者が抱く研究課題を提示したい。検討する時期は、室町幕府において執事（管領）制度が実質的に存在した幕府発足当初から応仁・文明の乱までとする。

第一節 室町幕府訴訟制度に関する研究史

戦後における室町幕府研究は、通史も含めて一九六〇年代に佐藤進一氏が基本的な枠組みを作ったといっても過言ではない。<sup>1)</sup>佐藤氏の所論は、幕府と北朝との政治的關係、守護、將軍直轄軍（奉公衆）、京都の施政権や京都を中心とする経済史、幕府直轄領（御料所）、六代將軍足利義教期の政治史など非常に多くの分野にわたって展開されている。以降、後進の研究者たちによって、佐藤氏の研究視角に基づいてそれぞれの分野で研究が進め

られてきた。本節では、本書の研究対象と密接に関連すると思われる室町幕府の土地に関する訴訟、いわゆる所務沙汰についての研究史とその成果を中心に、南北朝期と室町期（応仁・文明の乱にいたるまで）に分けて整理してみたい。

## (一) 南北朝期

南北朝期室町幕府訴訟組織・制度史研究における佐藤氏の最大の成果は、観応の擾乱以前の初期幕府が初代将軍足利尊氏と弟直義の二頭政治であり、尊氏が恩賞充行（主従制的支配権）、直義が所領安堵と所務相論の裁許（統治権的支配権）と権限を分割した事実を解明したことであろう。<sup>(2)</sup> 加えて、擾乱以降は將軍権力の一元化が進行し、二代將軍足利義詮による親裁権強化を経て、三代將軍足利義満の時期に將軍の補佐役である執事が引付頭人の権限を吸収し、管領となった事実が指摘されている。

以降、佐藤氏の提示した基本的枠組みを継承・発展させる形で研究は進展した。

一九六〇年代から七〇年代にかけては、羽下徳彦氏が、侍所、軍勢催促状と感状を発給する権限、直義の発給した所務沙汰裁許の下知状について実証的に分析を加えた。<sup>(3)</sup> 羽下氏の研究は足利直義の権力を高く評価し、併せて寺社本所勢力の権益を擁護する彼の政治姿勢を強調するところに特色があると考えられる。また、尊氏・義詮父子が日本東西を分割統治した観応の擾乱直後における両者の権限分担を中心に、將軍権力一元化の具体的な過程を丹念に実証した小栗博氏による七六年の研究も看過できない。<sup>(4)</sup>

八五年には山家浩樹氏が統治権的支配権の象徴である所務沙汰を中心に検討し、足利義詮期の將軍親裁機関・御前沙汰の分析などを通じて、將軍親裁機関の確立過程を追った。九二年には家永遵嗣氏が義詮時代の申次を中心に検討した。<sup>(5)</sup> 家永氏の結論は、將軍が提訴受理に直接介入することによって親裁権を強化したと要約されよ

う。

八〇年代から九〇年代にかけては、岩元修一氏が直義管下の幕府諸機関に対して精密な検討を行った。<sup>(6)</sup> 氏の研究は、直義管轄下の中核的な所務沙汰機関である評定・引付方についてはもとより、朝廷と幕府の關係、訴訟手続、禪律方、訴訟受理機関である「賦」、庭中方、安堵方、直義裁許状の再検討など多岐にわたる。特に、禪律方および安堵方の基礎的研究がその重要な成果であると考えられる。また、筆者の興味関心に即してみれば、引付方や庭中方を介した直義の恩賞充行への関与を解明した点も大きい。

その他、近年では新田一郎氏が統治権の支配権を理論的に考察し、山田徹氏が南北朝後期における所務沙汰の変質を論じている。<sup>(7)</sup> また、所領安堵に関しても膨大な研究の蓄積があるが、ここでは直近の論者として松園潤一郎氏をあげたい。<sup>(8)</sup> このように、従来は直義・義詮の所務沙汰以下の統治権の支配権および両者の親裁権強化の研究が中心であったといえる。

対して、尊氏が行使した主従制的支配権に関する研究は、統治権の支配権の研究と比較すると、これを主題として取り扱った論考は意外に少ない。前述の羽下氏の侍所に関する研究のほかに、笠松宏至氏による關所地給与に関する論考、漆原徹氏の軍忠状と開幕以前の足利氏の軍事体制に関する研究、そして半済令に関する一連の研究が管見に入る。<sup>(9)</sup>

特に恩賞充行制度に関しては、ときおり間接的な形で言及される以外には、これを主題としてまとめて論じた研究は非常に少ない。田代誠氏の軍陣御下文に関する分析が存在する程度である。<sup>(10)</sup> ようやく近年、田中誠氏が幕府の恩賞充行機関・恩賞方の組織・権限に関する実証的な研究を開始したばかりである。<sup>(11)</sup>

一方、六〇〜七〇年代にかけて小川信氏が古文書を網羅的に収集・分析し、室町期に管領を務めた三守護家である細川・斯波・畠山氏の南北朝期における治績を解明した実証的な研究も重要な成果である。<sup>(12)</sup> 氏の主な業績は、

〔成稿一覽〕

〔既発表論文は本書収録に際して補訂している〕

序章 新稿

第一部

第一章 原題「鎌倉幕府施行システムの基礎的研究」〔阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年九月〕

第二章 新稿

第三章 新稿

第四章 原題「陸奥将軍府恩賞充行システムの研究」〔兵庫大学論集』一六、二〇一一年三月〕

第二部

第一章 原題「室町幕府執事施行状の形成と展開——下文施行システムを中心として——」〔『史林』八六―三、二〇〇三年五月〕※本論文第三章の内容は、第二部第二章第一節・第二節に含めた。

第二章第一節・第二節 原題「観応の擾乱以降の下文施行システム——尊氏・義詮下文施行状を中心として——」〔東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年五月〕

第二章第三節 新稿

第三章 原題同じ〔『史林』八九―四、二〇〇六年七月〕

第三部

第一章 原題「鎌倉府施行システムの形成と展開」〔『ヒストリア』二二四、二〇〇九年三月〕

第二章 原題「南北朝前期九州地方施行システムの研究」〔『東北亜文化研究』一八、二〇〇九年三月〕

第三章 新稿

第四部

第一章 原題同じ（『日本史研究』五二〇、二〇〇五年十二月）

第二章 原題「康暦の政変後における室町幕府管領施行状の施行文言の分化——寄進状の施行状の分析を中心として——」

（『東北亜文化研究』二九、二〇一二年二月）

第三章 新稿

終章 新稿

## あとがき

生来のアレルギー体質により物心ついた頃から鼻炎や喘息などに苦しめられた虚弱児で、人付き合いが苦手で家に引きこもることが多かった私にとって、伝記で読み知ったガリレオやケプラーといった過去の偉大な研究者たちはあこがれの対象であった。大人になったら誰もなし得なかつた新しい発明や発見をする職業につきたいはずと考えていた。

しかし、高校に入学してから数学や特に化学が極端な苦手科目となり、能力的に理系の道は断念せざるを得なくなつた。大学に入学してからは哲学専攻を考えた時期もあつたが、本書の内容からあきらかなように私は抽象的思考がとにかく駄目なのでこれもあきらめた。

結局選択したのは、これも幼い頃から読み親しんでいた歴史の学問であつた。その中でも室町幕府を選んだのは、当初は鎌倉幕府・江戸幕府に比べて弱小の印象しかなく、教科書の扱いも小さめのこの政権が何となく気になつていたというごく素朴な理由に過ぎない。初代將軍足利尊氏の複雑な人間性も、多感な十代の人間にとつては何ともいえないある種の魅力を醸し出していた。

しかし、鎌倉幕府が幕末に一瞬にして滅亡し、鎌倉を滅ぼした建武政権も三年足らずで挫折したのに対し、室町幕府は内乱を長期化させたといえ曲がりなりにも戦争に勝利し、二世紀以上にわたつて存続した。鎌倉幕府・建武政権と室町幕府の政策には、その違いを産み出した決定的な何かがあるのではないだろうか。換言すれば、政治権力が長期的に安定するためには、具体的にいかなる政策を断行するべきなのであろうか。政権安定化の法則が存在するとすれば、いかなるものなのだろうか。一言でいえば、「政権担当能力」を解明したい。大学

入学直後に自民党の長期単独政権が崩壊し、流動的になり始めた現代日本の政治・社会情勢も相俟って、私の問題意識はその方面に向かつていった。また、マキャヴェリの『君主論』に影響された側面も大きい。

本書は、その疑問に対するささやかな解答である。執事施行状とは、将軍尊氏の恩賞充行を現実化するために室町幕府が創造した改新的政策であった。いわば、政権の「理想」を「現実」化するための装置である。政治権力は、否、個々の人間にとつても、口先だけで実態のない浮ついた理想を唱えるだけで終わるのではなく、その理想を実現するために具体的な行動を実際に行うべきである。施行状から我々は、そうした人間の教訓を得ることができのではないだろうか。はなはだ大げさにいえば、私はそのように考えている。

それはさておいても、一つの制度の盛衰を解明し、体系的に一冊の書物にまとめることができたのは自分でも評価していいのではないかと考えている。もちろん、これで複雑な政治や社会の変化をすべて説明できたとは毛頭思っていない。今後もひき続きこの問題を考え続けていきたい。

多くの南北朝時代史研究者やこの時代の歴史愛好者たちと同様、私も当初は足利直義が好きであった。しかし、研究を通じて、精神的に足利尊氏―高師直党に転じたようである。さらにいえば、後醍醐天皇も室町幕府の先駆者として高く再評価するべきであるとも考えるようになった。この変化には自分でも驚いている。

本書は、二〇〇六年三月に京都大学に提出した学位論文「室町幕府施行制度の研究」とその後の研究成果をもとに執筆したものである。また、平成一七年度―平成一九年度の文部科学省科学研究費補助金「特別研究員奨励費」による研究成果でもある。刊行にあたっては、独立行政法人日本学術振興会平成二四年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（研究成果公開促進費））の交付を受けている。

ここにいたるまでの研究生活において多くの方々から種々のご指導を賜った。京都大学国史研究室に所属した

当初、指導教官としてご指導いただいたのは、故鎌田元一先生、大山喬平先生、藤井讓治先生、故高橋秀直先生であった。その後、吉川真司先生、勝山清次先生にも指導教官としてお教えをいただいた。勝山、藤井、吉川の三先生には本書のもとになった博士論文を審査していただき、貴重なご助言を賜った。

先輩の渕原智幸氏には投稿論文の草稿を読んでいたたりして、有益なアドバイスを多数いただいた。よくいっしょにお酒を飲む仲でもある。氏の専門分野である古代東北地方の史跡を見学するため、吉川先生と氏と一緒に、秋田にある私の実家の自家用車で青森・秋田・岩手の北東北三県をドライブしたことも楽しい思い出がある。

また、東京大学の呉座勇一氏とはインターネットで知り合った。普段は遠く東京に住んでおられる氏とはインターネットを通じて頻繁に議論し、多くのご教示を賜り、本書の内容も大きな影響を与えられた。たとえば、第三部第一章第三節第二項で言及した『鎌倉持氏記』の存在を教えてくださいましたのも呉座氏である。私はインターネットを最大限有効に活用している研究者の一人でもあると自負している。

その他、芳名をすべてあげることができないがご指導・ご助言をいただいた方は数知れない。学恩に対し心よりお礼を申し上げる次第である。

そして、本書刊行をお勧め下さり、編集・出版上のさまざまな実務を処理していただいた思文閣出版に対し、厚くお礼を申し上げる。取締役部長の原宏一氏、編集担当者としてお世話いただいた田中峰人氏にはとりわけ感謝申し上げる。

最後に、私事にわたるが、遠く秋田の地より見守ってくれている家族にも心からの感謝を捧げたい。

## り

両使 36, 70, 76, 77, 167, 288, 298, 299,  
303, 306, 331, 333, 334, 340, 342, 343,  
345, 362, 369, 405, 474  
領有者明記方式 475, 476  
繪旨万能主義 98, 99, 122

## ろ

六波羅探題 23, 26, 27, 30~32, 34, 39, 79,  
174, 201, 290, 330, 332  
六波羅御教書 38, 70, 75, 119, 330, 332, 333  
論人奉行制 472

## わ

和与 27, 35, 74, 75

北条義宗	26
北朝	101, 263, 341
細川勝元	479, 484
細川清氏	210, 215, 254, 259, 292, 293
細川政元	177, 449
細川満元	401, 405, 471, 472
細川持元	480
細川持之	177, 305, 473, 481
細川義之	401
細川頼元	220, 402, 440, 444~447
細川頼之	168~170, 175, 215, 217~220, 254, 256, 258, 295~297, 302, 401, 408, 409, 452
堀口貞義	104
ま	
町野浄善	300
町野満康	304
松井輝昭	6
松園潤一朗	5, 6, 407, 454
松本一夫	285
『満濟准后日記』	480
み	
水野智之	6
南宗継	207, 259
源頼朝	33
む	
武藏野合戦	207
武藏国	291, 298~300, 304~306, 334
陸奥国司	135, 136, 139, 140, 145~147
陸奥將軍府	138~146, 148, 149, 302
武藤(少武)氏	29
武藤資時	333
武藤資頼	28, 29
村井章介	81, 82
村尾元忠	6
室町幕府追加法第6条	249~251, 263
室町幕府追加法第7条	179, 249~253, 255, 260~265
室町幕府追加法第27条	404, 411

室町幕府追加法第59条	206
室町幕府追加法第60条	204~206, 209, 211, 214, 299, 370
室町幕府追加法第61条	206
室町幕府追加法第177条	406, 407, 410, 412, 450, 451, 454, 456

も

蒙古襲来	82, 84
申状方式	72, 111, 112, 116, 121, 141, 142, 171, 176~178, 214, 264, 299, 335, 398, 475
百瀬今朝雄	7
森茂暁	6, 99, 200, 259, 396
護良親王	144
問注所	258

や

山内上杉氏	301, 303
山口隼正	334, 335
山田邦明	285, 306
山田徹	5
山名氏	479
山名氏冬	219, 452
山名時氏	167, 442
山名時義	441, 442
山家浩樹	4, 161, 211, 244~247, 249~252, 254, 258

ゆ

結城親朝	144, 148
結城親光	139
湯山学	285

よ

『吉田家日記』	255
吉田賢司	7, 8, 267, 396, 397, 400, 402, 403, 410
吉田俊右	396, 437, 454, 455
吉田徳夫	396

に	
新田孫五郎	141
二階堂	258
二階堂行護(時綱)	212, 213
二階堂成藤	294
二階堂行春	295, 296
二月騷動	33
仁木義氏	291
仁木義尹	219
仁木頼章	204, 206, 207, 209, 214, 215, 259, 291, 292, 368
仁科盛宗	342
新田一郎	5, 6, 11, 396, 397

## は

羽下徳彦	4, 5
幕府一守護体制	396, 413, 485
畠山国氏	359, 363~366, 373
畠山国清	207, 291, 292, 294
畠山直顕	342
畠山満家	403, 405, 406, 472, 473, 482
畠山持国	479
畠山基国	401, 402, 447, 449, 450
波多野	258
服部英雄	334, 335
「可令早」型	25
早島大祐	7
判始	175, 217, 220, 449

## ひ

引付(内談)方	33, 72, 176, 203, 211~216, 220, 247~251, 254, 256, 260~266, 339, 344, 365
引付(内談)頭人	33, 101, 165, 167, 180, 205, 210~216, 219, 220, 247, 254, 255, 263, 266, 267, 288, 293, 294, 297, 365, 397 ~399, 408, 452
引付(内談)頭人奉書	70, 75, 80, 110, 164, 167, 169, 170, 173, 177, 212, 248, 251, 253, 256, 260, 262~266, 288, 331, 336, 339, 342, 344, 477

肥前国	331~335, 337, 340, 342
評定(始)	175, 205, 216, 250
評定衆	256, 258, 260, 339
兵部大輔某	372
広瀬川の合戦	365, 366

## ふ

武家執奏	101
『武家補任』	297
古澤直人	22
文永の役	31
文正の政変	302, 484

## へ

返付型寄進	440, 443, 444, 446, 448~454
-------	-----------------------------

## ほ

奉公衆	303, 306
北条氏	33, 68, 136~138, 144, 178
北条得宗家	33, 68, 82, 136, 137, 178
北条兼時	23, 27, 68
北条貞時	28, 82
北条重時	26
北条高時	31, 38, 137, 441
北条時氏	26
北条時国	25, 26
北条時茂	25, 26
北条時輔	25, 26
北条時仲	33
北条時房	23, 26, 29
北条時宗	25, 33, 68
北条時村	23, 25~27
北条時盛	26
北条時行	137
北条長時	26, 33
北条業時	28
北条照時	33, 36, 37
北条政村	25, 33
北条師時	82
北条泰家	441
北条泰時	23, 26, 29, 345
北条義時	33, 345

110, 112, 114, 119, 121, 215, 256, 260, 299, 302, 304, 305, 333, 336, 344, 365, 472	
所務保全型	307, 403~406, 411
白河結城氏	139
自力救済	39, 81, 112, 117, 179, 205, 211, 252
仁政方	246~261, 264
仁政沙汰	175, 251, 255, 256, 258, 260
仁政内談	249, 250, 260
『神皇正統記』	144
神野潔	444
神領興行下知状	81, 83
す	
杉原光房	339, 342, 344
諏訪円忠	174
せ	
征西將軍宮懷良親王	329, 338
正和の神領興行法	69, 81~84
禪律方	249~251, 260
禪律頭人奉書	288
そ	
訴状・具書	112
訴状具書如レ此	71, 75, 79, 164, 264
袖判下文	135~138, 140~142, 146, 147
袖判御教書	147
袖判陸奥国宣	136~143, 147
た	
詫磨宗直	342
大宰府守護所	23, 28~34, 39
田代誠	5
多々良浜の戦い	329
田中淳子	7, 445
田中誠	5
単使	76, 77
ち	
中国探題	215
注進状	167, 174

鎮守大將軍	138
鎮守府將軍	141, 146
鎮西探題	23, 31~34, 36, 39, 68, 69, 71, 73, 74, 76~80, 82, 83, 119, 201, 290, 330, 332, 334~336, 338~341, 343
鎮西奉行	28, 30, 33, 34
鎮西御教書	32, 38, 69, 70, 84, 119, 330, 332, 335
つ	
追認型寄進	440, 443, 444, 446, 448~454
て	
庭中(方)	216, 248, 263
寺尾憲清	308
と	
当事者宛	30, 36~38, 178, 307, 373, 405, 406, 411, 474
『東寺鎮守八幡宮供僧方引付』	478
統治権の支配権	161, 222, 457
特別訴訟手続	260
外岡慎一郎	6, 68, 76~78
鳥居和之	7, 256
な	
内奏方	248
永井英治	6, 170
中井裕子	100~102
中先代の乱	113, 137, 138, 142
長門探題	266
中原親能	28
名越氏	33
名越時章	32, 33
名越時家	68
名越朝時	33
南朝	143, 146, 149, 207, 329, 332, 338, 341, 365~368, 399
南部政長	136, 138, 147
南部師行	140, 141

高師冬 213, 288, 289, 361, 373  
 河野通盛 343  
 項目列挙型 27, 28, 30  
 康暦の政変  
   218, 401, 439, 440, 448, 451, 452, 456  
 国衙 103, 105, 139, 144  
 国司 101~103, 111, 112, 115, 117, 119,  
   120, 139  
 国宣 100, 103, 104, 113, 119  
 『後愚昧記』 216  
 御前(直義親裁機関) 250  
 御前沙汰 203, 247, 254, 259  
 後醍醐天皇 75, 101, 103~107, 113~115,  
   118, 119, 121, 135, 139, 143~145, 180,  
   259, 329  
 御内書 165, 202, 207~209, 217, 294  
 小林保夫 285, 469  
 『御評定着座次第』 257  
 五味文彦 7  
 小要博 4, 201, 209, 214, 285, 396  
 御料所 291, 444~446  
 惟康親王 23  
 近藤成一 25, 71

## さ

斎藤玄観 258  
 斎藤慎一 170  
 「逆手」論 145  
 桜井英治 259  
 佐々木氏 33  
 佐々木道誉 202, 295  
 佐々木泰清 33  
 佐竹貞義 288  
 沙汰居 107, 113  
 「沙汰付」型 36, 37, 79, 81, 83, 102, 119,  
   120, 307, 402~407, 411, 448, 476  
 沙汰渡 77  
 雑訴決断所  
   83, 100~108, 110, 111, 113~121  
 雑訴決断所下文 106  
 雑訴決断所牒 75, 100~121, 143, 177, 259  
 薩摩刑部左衛門入道 137

雑務沙汰 77, 106  
 佐藤進一 3, 4, 6, 7, 9, 77, 98, 145, 161,  
   222, 245, 247~249, 286, 334, 335, 395,  
   396, 457  
 佐藤博信 285  
 侍所 137, 138, 331  
 侍所頭人 219, 293  
 30日規定 117

## し

塩松氏 372  
 志佐有 343  
 寺社本所一円領・武家領体制 82, 83, 477  
 四条畷の戦い 266, 267  
 設楽薫 7  
 標葉平次 141  
 斯波氏 216, 294, 371~373  
 斯波詮持 372, 373  
 斯波家兼 371, 372  
 斯波家長 359~361  
 斯波兼頼 373  
 斯波高経 293~295  
 斯波直持 371~373  
 斯波義高 293  
 斯波義種 293  
 斯波義教 403  
 斯波義将 210, 215, 216, 220, 254, 293,  
   294, 402, 409, 438, 440~442  
 渋川義行 442  
 島津道鑑 265  
 守護所下文 30, 33  
 守護所牒 30  
 主従制(的支配権) 21, 22, 99, 161, 162,  
   181, 206, 222, 244, 287, 306, 309, 328,  
   337, 457, 468  
 承久の乱 23, 32  
 將軍権力の二元論 457  
 少弐氏 29, 30, 34  
 少弐頼尚 107, 339, 342  
 正平一統 366, 367  
 所付方 246, 247  
 所務沙汰 25, 27, 35, 77, 82, 85, 102~107,

鎌倉府政所料所	299
『鎌倉持氏記』	304
川岡勉	7, 8, 396, 485
河尻幸俊	340, 342
川添昭二	81, 84, 329, 334, 335
簡易方式	79, 121, 142, 171, 173, 174, 176~178, 181, 214, 264, 299, 335, 398, 402, 475
関東『管領』	292~295, 297
関東管領	289, 293, 295~306, 308
関東執事	202, 207, 213, 288, 289, 291~ 294, 300, 359~361, 373
関東八屋形	302
関東御教書	24, 180
関東申次	100, 119
勧応の擾乱	143, 147, 165, 169, 179~181, 200~202, 207, 209, 210, 213, 256, 257, 259, 260~262, 265~267, 288, 290, 291, 329, 334, 335, 337~339, 343, 359, 365, 371, 372, 398, 401, 408, 409, 442, 477
『管領』	294, 295
管領一列伺事	175, 258
き	
『祇園社家記録』	175
規矩高政	76
菊池武敏	329, 333
北畠顕家	135~148, 359
北畠顕信	146~148, 365
北畠親房	144, 146~148, 265
吉川経秋	343
紀良子	449
九州探題	172, 173, 206, 329~341, 344, 345, 362~364, 368, 397
九州探題御教書	330~332, 336~338, 341, 368
京極高詮	219
京極高秀	175
拳状	69, 83, 172~174, 176, 177, 206, 363 ~365, 368
吉良氏	371~373
吉良貞家	206, 338, 359, 363~371, 373

吉良貞経	371
吉良治家	371~373
吉良満家	371, 372
吉良満貞	216

く

『空華日用工夫略集』	294, 295, 297
九条公明	107
九条頼嗣	32
国奉行	109, 116
賦(方)	247, 261
公方専制体制	303
熊谷隆之	22, 24
黒嶋敏	149, 374
桑山浩然	7

け

外題	24, 25, 35, 39
下知違背の咎	38, 39, 76~78, 80, 84, 119, 179
關所地型寄進	439, 446, 448~452
元寇	68, 82
元弘の戦乱	120
元弘没収地返付令	398
検断(沙汰)	24, 77, 106
建武新政の法第14条の5	105, 108, 109, 116~118
権利の付与	37, 101, 102, 105, 110, 120, 342

こ

高坂氏重	292
降参半分法	399
「甲与乙相論」型	25, 71, 72, 75
高一族	213
高重茂	167, 211~214
高師詮	213
高師有	292, 294, 300
高師直	120, 121, 163, 164, 166, 168, 177, 178, 180, 181, 201~204, 207, 213, 214, 251, 254, 255, 259~261, 263~267, 288, 291, 331, 333, 338, 339, 342~344, 363~ 365, 397, 398, 408, 452

犬懸上杉氏	303
井上聡	81
飯尾円耀	258
飯尾貞兼	365
飯尾為永	258
今川国泰	219
今川直貞	340
今川仲秋	450
今川範国	215, 450
今川頼貞	452
今川了俊	172
今谷明	8, 470
岩崎学	285
岩元修一	5, 161, 205, 206, 211, 212, 247, 249~251, 254, 260, 396
院宣	100~102, 115, 119, 170, 263

## う

上島有	6, 107, 140, 164, 173, 177, 221, 396, 476
上杉氏	296, 304, 306
上杉左近将監	293~295
上杉重能	266, 267, 365, 398, 399
上杉禅秀	302, 303
上杉禅秀の乱	303
上杉朝定	262, 263
上杉朝房	171, 298, 373
上杉憲顕	202, 288, 292~297, 301, 361, 373
上杉憲方	298~300
上杉憲実	303, 304, 308
上杉憲基	303
上杉能憲	297, 298, 373
羽州探題	373
雅楽	258
宇都宮氏	33, 302
宇都宮冬綱	332, 333, 339, 342
宇都宮蓮智(貞泰)	212, 213
漆原徹	5

## え

永享の乱	305
『園太暦』	212

遠藤崧	358~364
『延徳二年将軍宣下記』	449

## お

奥州小幕府構想	144
奥州探題	206, 338, 359, 360~373
応仁・文明の乱	305, 484
大内義弘	302
大崎氏	372
大高重成	210, 212, 213
太田順三	8
大友氏	33, 334
大友氏泰	255, 332~335
大友貞宗	76
大友能直	33
小笠原成明	447
小川信	5, 6, 161, 200, 207, 209, 215, 245, 247, 251, 254, 255, 259, 286, 358, 359, 365 ~369, 372
隠岐氏	33
小国浩寿	285
越訴(方)	248, 256
小俣道剰	331
小山氏	298, 302
小山義政	298
尾張弾正左衛門尉	141

## か

海津一朗	81
『花営三代記』	174
嘉吉の乱	407, 471, 475, 479, 482
笠松宏至	5, 7, 396
加治五郎太郎	141
楞野一裕	6
金沢貞顕	31, 37, 38
金沢実政	31, 68, 69, 71
金沢種時	69
金沢政顕	36, 69, 70
鎌倉将軍府	139, 144, 145
鎌倉幕府追加法第558条	174
鎌倉府奉行	304
鎌倉府政所執事	295, 299, 304, 305

# 索引

あ	
安威(入道)	175, 176
青山由樹	8
赤橋英時	31, 69, 78
赤松氏	479
赤松満祐	474
足利氏	121, 136, 138, 180, 266
足利氏満	291, 295~304, 306, 334
足利成氏	305
足利尊氏	33, 80, 113, 121, 141, 142, 144, 145, 147, 165, 167~169, 171, 173, 177, 180, 200~204, 206~210, 214, 215, 217, 247, 249, 250, 253, 259, 262, 263, 266, 267, 288, 290, 291, 294, 329, 331, 333, 334, 338, 339, 342, 343, 359, 361, 363~ 370, 398, 400, 441, 444, 452, 481
足利直冬	33, 82, 84, 215, 266, 329, 338~345
足利直義	80, 165, 171, 201~203, 207, 213, 247, 249, 250, 252, 253, 261, 263, 265 ~267, 288, 290, 338, 339, 344, 345, 365~ 367, 397~401
足利満兼	299, 301~304, 306
足利持氏	301~305, 308
足利基氏	290~295, 297, 299, 306, 334
足利義詮	175, 177, 200, 201, 203~207, 209~211, 213~219, 249, 254, 259, 288~ 290, 293~297, 359, 360, 366, 371~373, 442, 445, 481
足利義量	473
足利義勝	471
足利義材(義稹)	449
足利義澄	449
足利義輝	449

足利義教	305, 407, 470, 471, 479, 482, 484
足利義晴	449
足利義政	302, 449, 471, 474, 476, 479, 483, 484
足利義満	169, 175, 217, 218, 220, 221, 248, 251, 254, 268, 296, 297, 307, 371, 401 ~403, 438~444, 446~450, 469, 472, 474, 475, 477, 478, 481, 482
足利義持	307, 403, 405, 407, 412, 471~475, 482
足利荘	291, 301
阿曾随時	69, 73, 74
阿部哲人	285, 300
天野遠景	28, 30
い	
家永遵嗣	4, 161, 247, 249, 250, 261
石井良助	247
石塔氏	361, 362, 364, 366, 372
石塔義房	359, 361~363, 371
石塔義元(義憲)	359, 361, 363, 371
石橋氏	372, 373
石橋和義	212~214, 372
石橋棟義	372, 373
市沢哲	98, 100
市村高男	285
一色氏	330, 331, 334~339, 341
一色詮範	449
一色道猷(範氏)	206, 329~334, 336~338, 368, 397
一色直氏	167, 329, 331, 334, 337, 400
一色義貫	474
一方的裁許	260
伊藤喜良	99, 100, 118, 122, 144, 145, 285, 337

◎著者略歴◎

亀田 俊和 (かめだ・としたか)

1973年 秋田県生。

2003年 京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学。  
京都大学博士 (文学)。

日本学術振興会特別研究員を経て、現在、京都大学文学部非常勤講師、  
兵庫大学兼任教育職員。

むろまちぼくふ かんれいしぎょう けんきゅう  
室町幕府管領施行システムの研究

2013(平成25)年2月28日発行

定価：本体9,800円(税別)

著者 亀田俊和

発行者 田中 大

発行所 株式会社 思文閣出版

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075-751-1781(代表)

印刷 株式会社 図書印刷 同朋舎  
製本

© T. Kameda

ISBN978-4-7842-1675-8 C3021